

平成27年 農作業標準労働賃金協定表

平成27年4月～平成28年3月末まで
大山町農業委員会

作業名		協定額 (税込)	摘要	
田植え	機械植え (10a当たり)	6,500円	1. 側条施肥付500円加算	
	一般労務	800円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間経過の際は適時加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む	
耕耘機・トラクター	荒起	6,000円	1. 農地の状況により適宜加算	
	こなし	3,600円		
	代かき	5,000円		
	こなし・代かき同時 (10a当たり)	7,000円		
堆肥	散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金	
	あぜ草刈 (1時間当たり)	1,800円	1. 刈払機(機械代・燃料代含む)	
	あぜ塗り (1m当たり)	100円		
	薬剤散布 (10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)	
	追肥(10a当たり)	800円	1. 機械代・燃料代含む	
	稲刈	バインダー (10a当たり)	8,000円	1. すみ刈りは、委託者で行う
		コンバイン (10a当たり)	16,000円	1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・3割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲脱穀	ハーベスター (10a当たり)	7,500円		

賄いなし

平成27年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は平成27年4月から28年3月末です。この協定額は全町の標準額です。地区や農地の状況で異なりますので、この労働賃金表を参考に、話し合いによって決めてください。

農作業標準労働賃金協定額

◆問い合わせ先

農業委員会

☎0858

58-6115

※消費税総額表示 (協定額は消費税8%を含んだものです)

※梨については、西部果樹協会(0859-37-5814)へお問い合わせください。

古くなっていませんか?
屋外広告物の
安全点検を!

看板の一部が落下して歩行者の頭部に当たり、重傷を負う悲惨な事故が、平成27年2月に北海道で発生しました。近年は、全国で屋外広告物によるさまざまな事故が発生しています。

看板等の屋外広告物は、老朽化や大雨・強風等の影響により、飛散・落下し、公衆に危害を及ぼすおそれがあります。

今後このような事故が起きないように、広告主や管理者は、屋外広告物の届出が必要でない看板も含め、すべての屋外広告物について、安全点検を実施してください。点検の結果、異常がある場合は速やかに改修や除却などの適切な措置を行ってください。

◆問い合わせ先

企画情報課

☎0859・54・5202